

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和 7 年 6 月 3 日（令和 7 年（行情）諮問第 6 0 5 号）

答申日：令和 8 年 9 月 2 8 日（令和 8 年度（行情）答申第 6 0 5 号）

事件名：「尖閣諸島」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 3 に掲げる各文書（以下、順に「文書 2」ないし「文書 5 6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 4 年 4 月 2 5 日付け情報公開第 0 0 3 3 3 号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

イ及びウ （略）

エ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分は開示すべきである。

（2）意見書（資料は省略）

諮問庁の不開示部分の特定には不備がある。

諮問庁は理由説明書の 3（1）において文書 2 8 の不開示部分を 1 4 頁 9 行目ないし 1 5 行目と説明しているが、開示実施された文書は 8 頁までしかない。

また 3（2）において「番号 1 以外の不開示部分」という説明は、不開示部分を特定した本人以外は具体的な箇所を知ることができない。

1 4 頁目 9 行目ないし 1 5 頁目という特定ができるのであるか、「番

号1以外の不開示部分」といった言い方ではなく、具体的な頁と行数を明らかにすべきである。

(添付ファイル)

2020-00509-0028-IMG

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和2年11月26日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、法11条に基づく開示決定期限の特例の適用を行った後、相当の部分として1件の文書を特定し開示とする決定を行い（令和3年1月25日付け情報公開第02233号。）、更に、最終の決定として55件の文書を特定し、34件の文書を開示とし、21件の文書を部分開示とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和4年5月5日付けで一部に対する不開示決定の取消し等を求める審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件文書は、別紙の2及び3に記載の56件である（原文ママ）。

3 不開示とした部分について

(1) 文書28（14頁目9行目ないし15頁目）、文書42、文書44

（番号2以外の不開示部分）、文書48、文書49（11頁目本文下から1行目ないし12頁目10行目）、文書50、文書51（9頁目本文6行目ないし10頁目）、文書53、文書55、文書56は、公にしないことを前提とした他国等との協議に関する内容であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、並びに交渉上不利益を被るおそれがあるため、5条3号に該当し、不開示とした。

(2) 文書6、文書7、文書16ないし文書18、文書22、文書24、文書28（番号1以外の不開示部分）、文書34、文書35、文書44

（2頁目、11頁目ないし13頁目）、文書47、文書49（番号1以外の不開示部分）、文書51（番号1以外の不開示部分）は、公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、及び政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、法5条3号及び5号に該当し、不開示とした。

(3) 文書8は、公にすることにより、相手国関係機関との関係の有無が明

らかとなり、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後当該機関からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条3号及び6号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、①特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める、
(略) ④一部に対する不開示決定の取消し、等主張している。①について、
処分庁は、審査請求人が請求した内容に該当する行政文書を十分に探索し
て特定しており、文書の特定に漏れはない。(略) ④について、処分庁は、
上記3のとおり、対象文書の不開示理由の該当性を厳正に審査した上で原
処分を行っている。

5 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当で
あると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 令和7年6月3日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月23日 | 審議 |
| ④ 同年7月7日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ 令和8年9月17日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、
本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当する
として不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の再特定及び不開示部分の開
示等を求めているところ、諮問庁は原処分を維持すべきとしていることか
ら、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当
性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に
確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る開示請求書に「「尖閣諸島」(作成年月日19
71年7月12日)」と記載されていることから、当該年月日に作成
された行政文書ファイル「尖閣諸島」につづられた文書の開示を求め
ているものと解し、文書1ないし文書56を特定し、文書1(以下
「先行開示文書」という。)につき先行開示決定(令和3年1月25
日付け情報公開第02233号)を行い、文書2ないし文書56につ
き原処分を行った。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、
先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書
は確認できなかった。

- (2) 上記(1)アの文書の特定方法に問題はなく、上記(1)イの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に関して公にしないことを前提として関係国等との間でやり取りした内容が、具体的かつ詳細に記載されている。当該部分は、これを公にすることにより、関係国等とやり取りした内容が明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、尖閣諸島をめぐる我が国と関係国等のそれぞれの立場、見解等に関する発言が具体的に記載されていることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、関係国等との信頼関係が損なわれ、関係国等との間で忌たんのない協議や意見交換が行えなくなるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、尖閣諸島に係る我が国の個別具体的な分析、検討内容及び具体的な対応振りが記載されている。これを公にすることにより、尖閣諸島に関する我が国及び関係国等の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後の関係国等との外交交渉に支障を来すおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記

アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると尖閣諸島に関する我が国及び関係国等の考え方や対応振りが明らかとなり、我が国と関係国等との信頼関係が損なわれ、今後の関係国等との外交交渉に支障を来すおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、当該部分を不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、情報提供者より内々に入手した情報の入手経路及び当該情報提供者を推察する手掛かりとなり得る情報が記載されている。当該部分を公にすることにより、外務省の情報入手経路及び情報収集手段の一端が推察され、悪意を有する相手方による情報操作ないし情報かく乱を容易にさせる可能性があるなど、国の安全が害されるおそれがあるため、不開示とした。

イ 当審査会において当該部分を見分したところ、その記載内容は上記アの諮問庁の説明のとおりであることが認められる。

そうすると、当該部分を公にすると、国の安全が害されるおそれがあるとする上記アの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、審査請求から諮問までに約3年が経過しており、諮問庁の説明を考慮しても、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、外務省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「尖閣諸島」（作成年月日 1971 年 7 月 12 日）

2 先行開示文書

文書 1 尖閣諸島に関する中共の主張に関する新聞報道

3 本件対象文書

文書 2 報道資料

文書 3 センカク列島に関する北京特派員電（第 66 号）

文書 4 尖閣諸島に対する中共側の主張（メモ）（46. 4. 10）

文書 5 昨年九月十日国務省マクロスキー報道官の行った質疑応答

文書 6 尖閣諸島に関する基本資料（その 1、日本関係資料）

文書 7 尖閣諸島に関する基本資料（その 2、中国関係、米国関係資料）

文書 8 尖閣諸島問題に関する在米中国人学者による意見書の提出（亜中合第 1144 号）、ほか

文書 9 尖閣諸島問題に関する在米中国人学者の意見書に対する国府の返書（亜中合第 1145 号）、ほか

文書 10 領海幅員に関する中共の見解（経第 9964 号）

文書 11 最近の日本外交に関する独紙解説（昭 46. 1. 25）

文書 12 尖閣諸島に関する中共の主張に関する報道（政第 295 号）、ほか

文書 13 尖閣群島問題に関する在京特派員通信記事の送付（第 29 号）

文書 14 尖閣諸島に関する中共の主張に関する新聞報道（政第 10039 号）、ほか

文書 15 米日反動派は、新しい反革命同盟をつくりあげている（新華社記者の報道を伝えた 12 月 4 日の北京放送）（45. 12. 4）、ほか

文書 16 南方同胞援護会＜奥原先生＞（46. 1. 8）、ほか

文書 17 南援主催尖閣諸島問題研究会の開催について（46. 2. 8）

文書 18 第 2 回尖閣列島研究会議題（昭和 45 年 10 月 7 日）

文書 19 尖閣列島問題に関する当地紙論評（報告）（香港第 1789 号）

文書 20 尖閣諸島の領土的帰属について（戦後編）（45. 8. 20）、ほか

文書 21 古賀辰四郎、善次父子の尖閣諸島に関する権利について（新

- 聞報道取りまとめ) (45. 9. 10)
- 文書22 尖閣諸島(45. 10. 23)、ほか
- 文書23 尖閣諸島とFIR(メモ)(1971. 4. 13)
- 文書24 ICAO加盟国のFIR等航空に関する責任分担区域と日本との関係等について(46. 4. 22)、ほか
- 文書25 尖閣諸島とFIR(飛行情報管区)及びADIZ(防空識別圏)(46. 3. 26)
- 文書26 尖閣諸島に設置される「領域表示板」の文言について(45. 2. 26)
- 文書27 在沖縄VOA問題(対処方針案)(46. 4. 14)
- 文書28 東シナ海大陸棚問題(45. 10. 23)、ほか
- 文書29 弁務官布令第33号及び民政府令第85号の廃止(第153号)
- 文書30 沖縄の大陸棚鉱区設定問題について(45. 10. 28)
- 文書31 法制局ヒアリング(通産省関係: 鉱業法、外資法及び特許法)(45. 11. 4)
- 文書32 本土鉱業法と沖縄鉱業法の対比表(45. 10. 27)
- 文書33 尖閣諸島周辺水域に対する戦前の漁業許可に関する国府側報道について(メモ)(45. 9. 26)
- 文書34 尖閣諸島について(情文局長定例外人記者会見応答要領)(45. 9. 24)
- 文書35 尖閣諸島(日華双方の主張の根拠)(46. 4. 6)、ほか
- 文書36 尖閣群島標柱建立報告書(1969年5月15日 石垣市)
- 文書37 南越の石油資源開発に対する共産側の態度(45. 3. 10)
- 文書38 ヨナクニ方面調査出張
- 文書39 セン閣列島とソ連(情報)(第746号)
- 文書40 第二極東部次長との会談(第161号)
- 文書41 セン閣で領置したせいてん白日きの米側へのかん付(第434号)
- 文書42 セン閣諸島問題(第455号)、ほか
- 文書43 大陸棚問題(尖閣諸島関係)(45. 8. 14)
- 文書44 尖閣諸島問題(合第3830号)、ほか
- 文書45 尖閣諸島に関するマクロスキー会見について(45. 9. 9)
- 文書46 センカク諸島の問題(第2666号)、ほか
- 文書47 尖閣諸島問題に関する対米申入れ(訓令)(第1675号)
- 文書48 尖閣諸島問題について(45. 9. 28)、ほか
- 文書49 尖閣諸島(合第1666号)、ほか
- 文書50 オキナワ返かん協定(センカク)(第917号)

- 文書 5 1 センカク諸島（第 9 6 5 号）、ほか
- 文書 5 2 センカク諸島を日本に返かんとするとの米言明に対する国府の
反対（第 2 2 3 号）
- 文書 5 3 尖閣諸島問題（4 6 . 4 . 1 3）、ほか
- 文書 5 4 セン閣諸島問題（米側声明）（第 1 6 9 3 号）
- 文書 5 5 沖縄返還協定に関する在京米大シュミツ法務官の申し入れ
（メモ）（4 6 . 6 . 4）
- 文書 5 6 セン閣列島漁船侵犯等に対する米側対策（第 4 0 8 号）、ほ
か

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書28（14頁目9行目ないし15頁目）、文書42、文書44（番号2以外の不開示部分）、文書48、文書49（11頁目本文下から1行目ないし12頁目10行目）、文書50、文書51（9頁目本文6行目ないし10頁目）、文書53、文書55、文書56	公にしないことを前提とした他国等との協議に関する内容であって、公にすることにより国の安全が害されるおそれ、及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、並びに交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号
2	文書6、文書7、文書16ないし文書18、文書22、文書24、文書28（番号1以外の不開示部分）、文書34、文書35、文書44（2頁目、11頁目ないし13頁目）、文書47、文書49（番号1以外の不開示部分）、文書51（番号1以外の不開示部分）	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議・対処方針の検討に関する記述であって、公にすることにより、他国等との交渉上不利益を被るおそれ、及び政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、5号
3	文書8	相手国関係機関との関係の有無については、公にすることにより、相手国との信頼関係が損なわれるおそれ及び今後当該機関からの協力を得ることが困難になり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法5条3号、6号